



松江市公共事業等 景観形成指針のてびき

松江市



目 次

(頁)

I	はじめに	I-1
---	------	-----

II	基本的な考え方	II-1
----	---------	------

	目的	II-1
	基本的な事項	II-2
	運用方針	II-9

III	各施設共通の整備指針	III-1
-----	------------	-------

1	法面	III-2
2	擁壁	III-4
3	護岸	III-6
4	防護柵	III-8
5	舗装	III-10
6	標識及び公共広告物	III-12
7	照明施設	III-14
8	緑の保全と緑化	III-16
9	占用行為等	III-18
10	維持管理	III-20

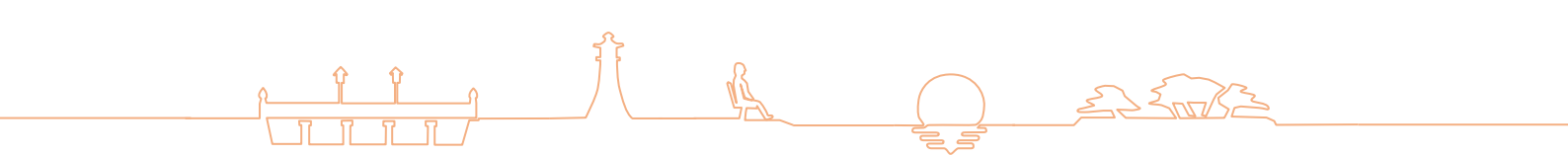
IV	施設別の整備指針	IV-1
----	----------	------

1	道路	IV-2
(1)	線形及び横断面	IV-3
(2)	トンネル	IV-5
(3)	高架橋及び歩道橋	IV-7
(4)	歩道及び自転車道	IV-8
(5)	道路附属物	IV-10
(6)	無電柱化	IV-12
(7)	道路緑化	IV-14





2	橋梁	IV-16
(1)	橋梁本体	IV-17
(2)	高欄及び照明設備	IV-19
(3)	橋詰	IV-21
3	河川及び水路	IV-23
(1)	河道	IV-24
(2)	堤防、高水敷等	IV-26
(3)	落差工及び堰	IV-27
4	ダム・堰堤等	IV-28
(1)	位置及び形式	IV-29
(2)	周辺の緑化	IV-30
(3)	周辺施設	IV-30
5	急傾斜地崩壊対策施設等	IV-31
(1)	構造、形態、意匠、素材及び色彩	IV-32
(2)	植生の保全	IV-32
6	海岸	IV-34
(1)	護岸、堤防等	IV-35
(2)	海浜	IV-36
(3)	沖合施設（離岸堤等）	IV-37
(4)	海岸緑化	IV-38
(5)	その他施設（管理施設等）	IV-39
7	湖岸	IV-40
(1)	護岸、堤防等	IV-41
(2)	湖岸緑化	IV-43
(3)	その他施設（管理施設等）	IV-44
8	港湾及び漁港	IV-45
(1)	港湾及び漁港施設（防波堤、岸壁、護岸等）	IV-46
(2)	港内建築物等	IV-47





9	公園等	IV-48
(1)	公園等全体	IV-49
(2)	公園施設等	IV-51
(3)	緑化	IV-53
(4)	その他	IV-54
10	公共建築物	IV-55
(1)	位置及び配置	IV-56
(2)	形態、意匠及び色彩	IV-58
(3)	素材	IV-60
(4)	敷地の緑化	IV-61
(5)	附属施設	IV-62
(6)	その他	IV-63
V	資料編	V- 1
(1)	松江市景観条例	V- 1
(2)	松江市公共事業等景観形成指針	V-12
(3)	景観計画重点区域	V-17
(4)	景観形成上重要な地域	V-18
(5)	景観重要公共施設	V-18
(6)	松江市景観計画における色彩基準（抜粋）	V-25

